

事業計画の認定申請書

令和 7 年 4 月 24 日

西東京市長 殿

申請者

住所

氏名

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の事業計画（当市農地の貸借の円滑化に関する法 4 条第 1 項の「事業計画」をいう。以下同じ。）の認定を申請します。

記

事業計画

【 I 共通項目】

1 賃借権等の認定を受けようとする者の氏名及び住所(注)

氏名又は名称	住所

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

2 賃借権等の設定を受ける都市農地

所在・地番	地目		面積 (㎡)	所有者(注 1)	
	登記簿	現況		住所	氏名又は名称(注 2)
	畑	畑			
設定を受ける賃借権等			賃料 (注 3)	賃料の支払い方法(注 3)	備考 (注 4)
種類	始期	存続期間			

注 1：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

注 2：登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときは、括弧書きで登記簿上の所有者についても記載

注 3：賃貸借等の契約書に当該事項が記載されている場合は「契約書のとおり」と記載すれば足りる

注 4：農地法第 43 条第 1 項の規定の適用を受け賃貸借権等の設定を受ける農地をコンクリートその他これに類するもので覆う場合及び賃貸借権等の設定を受ける農地が既に同項の規定の適用を受けこれらで覆われている場合は、その旨を記載

3 都市農地における耕作の事業の内容（法第4条第3項第1号関係）

・則※第3条第1号の事業（同号イからハの(3)までの基準のうち該当するものについて、下欄イからハの(3)までの右欄のいずれか1箇所以上に「○」を記載し、その右欄に具体的な事業内容を記載）

	イ	○	
	ロの(1)		
	ロの(2)		
	ハの(1)		
	ハの(2)	○	
	ハの(3)	○	

・則※第3条第2号の事業(注1)

(具体的な事業内容を記載)

(注2 上記のとおり相違ありません。

氏名

※都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）をいう。

注1）本申請に係る都市農地の所有者が当該都市農地に係る農林漁業の業務に従事する場合には、業務の従事の計画についても「則第3条第2号の事業」欄に記載すること。その場合、当該欄に記載された業務の従事の計画について当該所有者の同意を得た上で記名するか(注2)、当該従事の計画を記載した賃貸借等の契約書その他の書類を添付すること。

4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況（法第4条第3項本文関係）

年間従事(予定)日数		備考(注)
現状	賃借権等の設定後	

注：賃借権等の設定後の年間従事計画日数が150日未満の場合であるが、その行う耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は、その旨を記載すること

【Ⅱ 選択項目】

Ⅱの記載項目については、次の申請者ごとに示す項目について記載すること

ア 農業の経営を行うために賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び地方公共団体

： 5－1

イ 賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人

： 5－1、5－2及び6

ウ 農地所有適格法人

： 5－1、5－2、6及び9

エ イ以外の個人

： 5－1、5－2、6及び7

㊦ ア及びウ以外の法人

： 5－1、5－2、6、7及び8

5－1 申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況
(法第4条第3項第3号関係)

所有地		農地面積(m ²)				
			田	畑	樹園地	
	自作地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目		面積(m ²)	状況・理由
		登記簿	現況			
	非耕作地(注2)	m ²				
所有地以外の土地		農地面積(m ²)				
			田	畑	樹園地	
	借入地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目		面積(m ²)	状況・理由
		登記簿	現況			
	非耕作地(注2)	m ²				

注1：「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地をいう。

注2：「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

5－2 申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況（法第4条第3項第3号関係）
(1)作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地		
作付（予定）作物							
権利取得後の面積（㎡）							

(2)大農機具(注1)

数量	種類	トラクター	管理機	保冷库	乗用モア	ハーベスタ
確保しているもの	所有 リース					
導入予定のもの(注2) (資金繰りについて)	所有 リース					

注1「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等をいう。
注2：導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載すること。

(3)農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴、 農業技術修学歴

② 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）	現在：		）
	増員予定：		）
③ 臨時雇用労働力（年間延人数）	現在：		）
	増員予定：		）

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

6 周辺地域との関係（法第4条第3項第2号関係）

権利を取得しようとする者の権利取得後における耕作の事業が、権利を設定しようとする農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。
(例えば、農薬の使用方法の違いによる耕作の事業への支障等について記載してください。)

7 地域との役割分担の状況（法第4条第3項第5号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従事計画（法第4条第3項第6号関係）

- (1)氏名
- (2)役職名
- (3)その者の耕作の事業への従事状況

9 農地所有適格法人としての事業等の状況

①－1 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

①－2 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

② 構成員全ての状況

ア 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名 又は名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (m2)		農業への年間従事日数		農作業委託の 内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計 【 】

権利関係者の議決権の割合 【 】

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

イ 農業関係者以外の者（ア以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計 【 】

権利関係者の議決権の割合 【 】

（留意事項）

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

③ 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

④ 重要な使用人の農業への従事状況

③の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間 150 日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

氏名	住所	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

「9 農地所有適格法人としての事業等の状況」の記載に当たっての留意事項

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「①－1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「②－2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
「1 年前」から「3 年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前 3 事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3 年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする 3 事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「②ア 農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第 5 条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

【添付資料】

- 1 認定を受けようとする者が法人（地方公共団体を除く。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- 2 認定を受けようとする者が農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社の場合に限る。）である場合には、その組員名簿又は株主名簿の写し
- 3 認定を受けようとする者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社が構成員となっている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
- 4 賃借権等の設定に関する契約書の写し